

**〔検討事項〕 □条例の見直しについて****1. 考え方について****(見直し手続)**

- ①議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検討するものとする。
- ②議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の改正その他の必要な措置を講ずるものとする。
- ③議会は、前項の規定による条例の改正に当たっては、市民の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

**2. 参考条文、参考事例等****○上越市（見直し等）**

第 28 条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証するものとする。

- 2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の改正その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 議会は、前項の見直しに当たっては、市民の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

**○所沢市（見直し手続）**

第 27 条 議会は、議員の一般選挙後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

- 2 議会は、前項による検討の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

**○防府市（条例の見直し）**

第 30 条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを、この条例の施行後四年を超えない期間ごとに、議会改革推進協議会で検証するものとします。

- 2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例、規則等の改正等が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとします。